インボイス制度導入にあたっての検討・配慮を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の収束や景気の回復が見通せない中、2023年10月導入予定のインボイス制度(適格請求書等保存方式)に向けて、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっている。

地域においては、インボイス制度導入に一定の理解はあるものの、制度導入に対する不安の声が多く上がっていることは事実である。全国に約70万人いるシルバー人材センターの会員は、請負・委託契約の場合は、消費税の課税対象者となり、シルバー人材センターが仕入れ税額控除を受けようとすれば、会員である高齢者はインボイス制度に登録して適格請求書を発行する必要があるとの話や、農業者は、農協を通じた取引については適格請求書の発行を免除されているものの、機械利用組合等の構成員となっている場合は、登録事業者となることが求められるため、一次産業にも影響が見込まれるとの話もある。

2年以上続いているコロナ禍の中で、多くの中小零細企業は、事業継続、雇用維持などに懸命に取り組んできているが、今起きている物価高騰の影響は大きく、国のインボイス制度導入には一定の理解をするものの、その実施については慎重にならざるを得ない。

よって、国は、中小零細企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済のさらなる振興のために、インボイス制度導入についてより丁寧に説明をするとともに、同制度の予定どおりの実施が日本経済に大きな打撃と混乱を与えると判断できる場合には、導入時期の再検討も視野に入れることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年12月1日

带広市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、 内閣官房長官 あて